平成２２年（フ）第１０８４号
札幌市豊平区福住３条９丁目４番15号
債務者　安部とみえ
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５９号
札幌市白石区東札幌３条１丁目２番１―306号
債務者　八杉　嘉照
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　宙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後４時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６号
大分市にじが丘１丁目16番地の５
債務者　工藤　芳雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７９号
愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田115番地コーポリバーサイド106号
債務者　市川　清貴
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　龍範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６６号
横浜市磯子区汐見台３丁目５番地５―3508棟823号
債務者　金子　一政
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県丹波市市島町与戸2625番地
債務者　石田絵理子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西端　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月20日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２６号
岩手県奥州市水沢区字斉ノ神19番地２
債務者　石田　　聖
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第２７号
岩手県奥州市前沢区生母字天王70番地２
債務者　伊藤　時雄
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３０号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢685番地２
債務者　菊地ナヲ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３１号
岩手県北上市村崎野16地割136番地32ソシア美春Ｖ102号室、旧住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢685番地２
債務者　菊地　幸弘
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４６６号
埼玉県和光市新倉３丁目８番28―401号
債務者　森　　基博
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６７号
埼玉県和光市新倉３丁目８番28―401号
債務者　森　しのぶ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
埼玉県春日部市中央８丁目１番地８　１―101号
債務者　吉澤　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
埼玉県草加市中央１丁目４番１―207号、前住所埼玉県草加市吉町３丁目６番43号
債務者　甲斐　千夏
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
石川県小松市戸津町ヨ29番地２、従前の住所石川県小松市国府台４丁目100番地
債務者　松川　夕子（旧姓下出）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１０４４２号
大阪府枚方市牧野阪３―19―６　資生ハイツ23号、住民票上の住所大阪府枚方市三栗２丁目８番８号
債務者　林　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８６６号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―103号
債務者　松尾　律子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部